

第3回 父野川事業所設備更新等に関する特別委員会

日時：令和8年7月29日（水）

9時30分～11時53分

場所：町民館議員控室

○ 協議事項

① 「今後の委員会の進め方について 改定番号2」について

② 提出された資料の分析

（1）契約書等資料の分析

＊久万高原町からの提出資料「資料1」

（2）財務資料の分析

＊久万高原町からの提出資料「資料2」「資料3」

＊久万広域森林組合からの提出資料「資料1」「資料2」「資料3」

○ 出席者 13名（欠席者0名）

（議員）11名

大原貴明委員長、阪本雅彦副委員長、高橋末廣委員、岡部史夫委員、高橋誠委員、
光田優委員、森博委員、玉井春鬼委員、大野良子委員、瀧野志委員、熊代祐己委員

（事務局）2名

議会事務局：事務局長窪田・係長重岡

(開 会)

阪本副委員長

皆さんおはようございます。（午前9時30分）

定時となりましたので、第3回父野川事業所設備更新等に関する特別委員会、開会をいたしたいと思います。

委員長挨拶をお願いします。

大原委員長

おはようございます。

毎日、暑い日が続いておりますけれども、本日あたりちょっと雨が降りそうなので一安心してるところでございます。

本日、第3回目の父野川事業所特別委員会ということでございます。いよいよ本日から提出された資料の分析、検討、討議等に入って参ります。挨拶の場ですけど、皆さんにお願いをしたいことがございます。

今まで議会の中でですね、出てきた意見で、皆さんで討議していただくということはあまりなかったと思います。できましたら、皆さんの発言におきましてはですね、なるべく簡潔に、そして、1回のご発言でですね、1つの意見の表明に、まずはとどめていただきたいと思います。複数、出していただくのですね、まとめたり討議するのが非常に複雑になって参ります。簡潔に1回の発言で1つずつのご意見出していただくようにご協力をお願いいたします。

それから、本日からの分析ですけれども、非常に専門的な資料も出てきます。皆さん、経歴は行政経験の豊富な方でもいらっしゃるし、それから経営に詳しい方、様々な方いらっしゃると思いますけれども、片方がわかる、片方がわからないということもあると思います。是非ともこれは討議の場ですのですね、遠慮なく、これは疑問であるというようなことがあったら、ご意見を出していただきたいと思います。

その場で討議で解決することはしますし、できなければ、質問書という形で、またしかるべきところに、意見を投げて回答を得ていくという形で進めていきたいと思います。

別の視点で見ればですね、新たな課題が浮かんできるということもあると思います。是非とも、そういった感じで、この本日からの分析、討議、よろしく

お願いいたします。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員 委員長が1つのテーマに対して、極力絞って1つの質問ということで、お1人1つの質問というふうに縛られるようにも見えるわけですが、これやはり1つの意見に対して複数の意見が存在する。ほで、またそこからやりとりしながら、やはり本質的なところに迫っていかなきゃいけない部分を、もう途中で切れてしまうような、もうあなたの意見は1回で終わりです、というようにも聞こえるんですが、それは意見を制限する、制約するようになるように思いますけれども、いかがでしょうか。

大原委員長 お願いしたのはですね、なるべく簡潔に1回の発言でひとつお願いしますということです。ご協力をお願いしたということでもありますし、1つの課題に対して、長くしゃべられると、やはり討議というところで皆さんにお諮りするのにもまとめることもまず難しいと思います。それは是非ともご協力をお願いするということで、ずっとしゃべって意味が通らないというんであれば、それはそういう形で、委員さんのお考えでやっていただいても、私は結構だと思います。決して縛るということではございません。なるべく簡潔にお願いでございます。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員 最後にします。

結局1つのテーマをいわゆるどうするか、今後、こういう方向で再検討するかとか、例えば二者択一とか、3つの方法があると思うんですが、その1つ1つのテーマを片付けていくということを基本として、そしてやっぱり極力、全委員さんのご意見を述べていただくと、そういうふうな環境整備を心がけていただきたいし、私も当然協力をさせていただきたいと思います。

以上です。

大原委員長 岡部委員、ご意見ありがとうございます。その通りで進めていきたいと思い

ます。

(瀧野志委員を指名)

瀧野委員 委員長の話、それから、岡部委員の話あったけど、これ調査委員会なんで、お互いの意見をここで言い合うという考え方はおかしいと思う。出てきた資料についての意見を言い合うというのはわかるけど。考え方の問題ではない。

これは確かなことは、どういうことかということを調査しよる委員会だと私は思うんで、そう討議になったりすることはない。それはどうなんですか。

討議するんですか。

大原委員長 瀧野委員のおっしゃることも、その通りだと思います。

ただ出てきた意見でですね、討議というのは、この資料から読み取れること当たり前に読み取ることも出てくるやもしれません。皆さんが出てきた意見で。そんな中で皆さんからいやこれは、この意見はこの資料に書いてあるじゃないか、そういうふうなことをしっかりと検討していただくという意味の討議でございます。

私はこう思うからどうだ、それに対して、言い合いをするという意味の討議ではありません。私はそのつもりで発言しました。

(瀧野志委員を指名)

瀧野委員 言い合いこするとかいう意味じゃなしに、意見を言い合うというふうにとったわけやけど、これ見よって見たら、私は、全くわからんことが大分あるんじやが。質問したときに答弁、答えることはできるん。資料に対して。

大原委員長 ですから、そこを明らかにするための委員会です。わからないことはわからないで出していただいて、しかるべきところに質問書を出す。その質問書でも回答がよくわからなければ、参考人招致という形になるか、いろんな方法があると思いますけれども、ヒアリングという最終的な形にはなると思います。

この場で私が答弁するとか、答えるとかという問題の話ではないとは思いま

す。

私は答える権限がありません。

瀧野委員　今聞いたのは、理解ができんことがある。これ全員が同一的な考え方ではなしに、理解ができないことについて、このことがわからないと質問さえわからんかもわからん。そのことについて、答えることができるのかと聞いたんよ。

大原委員長　誰が答えることができるのか、わからない。

瀧野委員　これ調査をするんで、この中へ書いとることがわからんのに、その意見を言うことができんのじゃないですか。

もしわからなんだら、そのことについてはこれはどうなんですかと聞いたときに、答えることができるのかと聞きよんよ。

大原委員長　どういうこと。

この内容がわからないときに答えることができるかと。

瀧野委員　これわかりますか、全部。

大原委員長　いや、ですから、そこがわからなければ、まとめて質問書なり、それでもわからなければ、ヒアリングという形を今後とっていくということでご了解は得とると思とんですが。

（瀧野志委員を指名）

瀧野委員　今日の会からは、出てきた資料について、お互いが意見を言うて、その正しいものを出していくという、最初の話やったけんね。ということは全員が同レベルで、この資料は理解ができとるという上での会議かなというふうにとったわけよね。

大原委員長　冒頭申し上げましたけれども、非常に専門的な形の資料が出てきてます。行

政文書も出てきますし、財務諸表という形が出ております。本当に、皆さん様々な経歴をお持ちなので、すべてがすべて私は理解できてるとは思いませんし、私も理解できないところがあります。疑問点は疑問点で出していただいて、解決をしていくというのが必要だと思います。

そういうことなので、よろしくお願いいたします。

瀧野委員

はい。

大原委員長

それでは、本日の会議を開会したいと思います。

本日は、傍聴の申し出があり、久万高原町議会委員会条例第17条の規定により、これを許可しております。

それでは本日の次第3番目です。議事録署名人の指名を行います。

本日は森博委員、玉井春鬼委員にお願いをいたします。

それでは本日の協議事項にこれより入って参ります。

①番、今後の委員会の進め方について、改定番号2番と書いてございますけれども、これは、前回もお示しした資料で参考用にとということで、第2回までの委員会の内容も反映して新たに改定をしたものでございます。

皆さんから、皆さんといいましょうか、委員さんから、LINEWorksの方でご意見をいただきました。そこも反映したものでございます。これは参考用ということで、ご活用いただけたらと思います。

本日はですね、まず1番目として久万高原町から提出をされました、父野川事業所設立検討時から現在に至るまでの町と久万広域森林組合間の契約書、協定書、覚書、業務委託契約書等の全写しについて、分析検討していきたいと思っております。

先ほどの会議の進め方の資料、参考までに、これは15分の7ページに書いてあります。ご参照いただけたらと思います。

まずですね、先般の第2回の委員会のときに岡部委員より、まずは土地賃借料や賃借料の減免理由が明確ではないというご意見をまずいただいております。これ私のメモで書いております。

それからもう1つ、契約書の表現の仕方、書き方について少し気になる点が

あるというようなご意見も出されたと思います。

それから、私が出した意見ですけれども、これ今回出ているのは土地だけで建物機材などの修繕費や更新費をどうしていくかという、当初からの取り決めというものが見えないという意見を出しております。

1 週間、皆さんに資料を持って帰っていただきました。目を通していただいて、ご検討もいただいたと思います。

どなたでも結構です。

何かご意見等ございましたら、まずは出していただきたいと思います。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

前日も申し上げましたけども、減免理由のどこなんですけども。これ資料 1 の 1 ページですかね。これ 1 ページのところに、父野川事業所の貸付料収入、決算書確認ということで、一覧表が出ております。あと右側に経緯についても書かれているわけですけども、個別のところを見てもみますとですね、例えば、平成 21 年の 50 万という貸付があるんですが、他のところは免除とか書いてますが、ここの 50 万については実質免除なんですね、これ。これが、後の契約書の免除の申請のところで出てくるわけです。

それから、平成 30 年、平成 30 年にも 100 万とあります。収入金額で明記してますけども、平成 30 年の 100 万の父野川の貸付収入として、上がっているように見えてますけども、これは後の減免申請と、町のいわゆる減免決定というところでは、減免になっているというふうに書類上は見られます。

ですから、ここに掲げた、1 ページの提出書類の①の収入、貸付料収入一覧。この数字と、後の個別の土地の貸付料に対する減免申請と、減免を認めた町の書類、これがですね・・・とはもう乖離があります。

ですから、この辺りはなぜそうなったのかなということはこれ、ちょっと正さなければいけないと思いますが、私が申し上げた内容を、皆さんそれぞれですね、適宜ご確認いただければ、理解ができるんじゃないかなと思いますので、そこらあたりは、なぜそうなっているのかなということと、それからもう 1 つ減免料に関しては、理由が明記されていません。大変苦しいとか、厳しい状況の中で頑張っているが、何々だとか、というような減免申請の理由はあります。

だけど、町側がその申請に対して、かくかくしかじかこういう理由によって、この減免について認めるというものがないんですね、実際。

なぜ物がないかっていうと、これは後々聞かなければなりませんけども、減免申請があった場合の基準、これがなければだめなんですね、本当は。

この減免規定というのは、父野川の加工場だけじゃないです、森林組合全体の。もう森林組合自体がもう固定資産がありませんから、ほとんど。だからそこを町から借り受けてるのを、貸付料が発生してるわけですけども。

よその違うところも、そういう減免申請が出たら、いいですよねと、もうすでにいくつかの民間の貸し出しをしている事例がありますけども、これやはりね、基準がないと、このなぜ行政がこの減免を認めたか、金額大きいですよ。3万ぐらいのもんじゃない。100万ですよ。多い年は400万ですよ。

それからもう1つは議会に対する報告があったりなかったりしています、これは。板崎の組合長のところにはですね、多分、組合長さんだったころに減免申請の報告は多分あったと思います。

ですが、ずっと見ているとですね、最近も、今年の3月ですか、減免申請があつて、減免にしていますよね、これ。これは議会に対して報告あったのか、なかったのか。報告がなくてもいいのかどうか。ここらあたりがちょっと疑問に思います。

土地の貸付料収入に関しては以上です、私の意見は。

大原委員長

ちょっとまとめさせていただきます。まず1つ目、貸付料収入一覧、1ページのこの一覧表の内容と、個別の許可証の内容が符合してないというところ、ここについては町の方に質問をしていくということによろしいですかね。

これがまず1点。

それから土地貸付料を減免をされているけれども、この減免、土地貸付料等の減免の規定について明示されていない、そういった規定があるのかどうか。というのを町に聞いていくと、質問していくというところによろしいですか。

それから最後各々の減免について都度議会へ報告があったのかどうか。ということの確認を取りたいということによろしいですか。

以上の3点、岡部委員の意見が出ましたので、こちら質問として、また確認

をしていきたいと思いますが、今の意見について何かご意見等、お気づきの点等ございませんか。

（阪本雅彦副委員長を指名）

阪本副委員長

金額がですね、いろんな金額が出てきておるんですよ。

土地の賃借料ですから、土地が動くことはないと思うんですが、その金額が、年によって、50万のときもあれば100万のときもある。よくわからんのは74万と70万3000円という、この微妙な差のところもあたりですね、するので、減免が申請があつてあつたということも大きな問題だと、問題点というか、検討すべき課題だと思いますけれども、もともとの評価額というか、そういうものが契約の度が変わってきておる理由については、ちゃんとした説明をいただきたいなと思うんですが。いかがでしょうか。

大原委員長

減免の。

阪本副委員長

減免というか、もともとの金額の変遷といいますか、そういうことを、その都度変わった理由については、伺いたと思います。

算定方法でしょうかね。

大原委員長

貸付料の算定方法について明示してもらいたいということで、よろしいですか。

阪本副委員長より、土地の貸し付けの、貸付料の算定方法、算定基準、算定基準を明示して欲しいと。年度ごとによって変わっていることが疑問であるという意見でよろしいですか。

（瀧野志委員を指名）

瀧野委員

これ父野川の土地と、今本所のあるところの土地代と菅生事業所の土地代、これ全部合わせて400万、はっきりした数字は覚えてないけど、400数十万やったと思う。

それと、これ、資料2を見てないけんわからんが、合併平成16年にして、

1人、2人、3人目から4目名の議長のとくに、森林組合の赤字の補填を5000万しとんよ。これがこの数字の中にでとるかできてないかはわからんけど、それを私が覚えとるのはそれがある。そこらあたりも、資料の中入っとるか入ってないか。

それと、多分、苦しい時とかで相談して、減免を決めよったんじゃないかなと思うけど、その辺は調べてみんとわからんと思うけど。

今言ったように、議会に対する問題と、そういう決まりがあるかないかということについてはしっかり調べるべきやな。

大原委員長　　今、瀧野委員からもご意見が出ました。瀧野委員以前から5000万円の補助という形も出ていると思いますけれども、経営の補助という形でご意見も出されていると思うんですけど。

瀧野委員　　赤字補填。

大原委員長　　赤字補填。確かにこの町の契約、覚書、協定というあたりでは、私も見たんですけど、そこはちょっと読み取れないというか、そもそもその書類自体が基準がないような感じには見受けられます。

（瀧野志委員を指名）

瀧野委員　　これは議会として、そのときに、はっきり覚えとるけど、もう森林組合に対する赤字補填は、今後はしないということを、議会では、これは資料が残ってるか残ってないか知らんけど、そういうふうに決定をしたと、議会は。その時に。

大原委員長　　ということであれば、議会の議事録をちょっと探ってみんことには。

（瀧野志委員を指名）

瀧野委員　　議事録じゃなしに、全員協議会の中でそれは決定しとるけんね。この補助金を出すということについては。それは議会が認めて、補助金を出したわけよね。

議会自体は認めたわけで全協で相談して。その５０００万がそこに出とるか出てないかと、それから後の補助金はどういう形で決めとるか、記憶がないんよね、その赤字の補填とか、そういう地代の減免、これも検討した記憶がないんよ。

大原委員長 （岡部史夫委員を指名）

岡部委員 ５０００万云々というのは、ここの資料３のですね、町から支出された補助金、交付金、こういうところでも、関わってくるのかなと思ったりするんですが、ただ、父野川単体の問題ではなくって、大きな本体の森林組合というところに来てますから、そこらあたりから派生して、本体の大きな貸付があったというのは、マル資料の３あたりで議論、意見の確認すべきじゃないかなと思います。

大原委員長 （瀧野志委員を指名）

瀧野委員 合併前は、それぞれの単組、組合では、補助金はどうも出しよったという話はその当時聞いとるけど。久万は出してなかった。

それが合併して、初めてそこで森林組合の赤字の、を出した。

それ調べてもろて、その辺の流れから言うていって、今まで、賃借料の減免にしたって、やっぱりそのいろんな問題で関わってくるんよね、補助金もろだじやいうて言うけど、経済団体なんで、やっぱり経営上の問題は、そこら辺に関わってくるんで、それははっきりと調べるべきだと私も思います。

大原委員長 瀧野委員、岡部委員よりご意見いただきました。経営補助金の５０００万の件に関しましては、岡部委員もご意見ございました資料３の補助金関係あたりにも関わってくると思いますけれども、まず、その根拠というものが、あるかどうかというのは、この契約、覚書あたりかなと思いますんで、そこは１点、町の方に質問を投げるというのも、１つの方法かなと思いますので、そこはそういう形でまず投げてみたいと思います。内容に関しましては、資

料３の分析の方で、また踏み込んでいきたいなと思います。

その他、何かご意見ございませんか。

（熊代祐己委員を指名）

熊代委員 資料１の部分については、ちょっと岡部委員が言われよったような中の内容と阪本委員も言われたように、ちょっと何て言うかね、この１番と２番とで、１と、その２から後を、読み解いていってもちょっと詳しく内容がわかりかねるんで、ここについては言われておったように、ちょっと詳しい説明をちょっとしてもらわんと、なかなかわかりづらいのかなというふうには思います。

大原委員長 １と２ってのは、この１ページの①②の関係ということですかね。

熊代委員 １ページの１のこの表があらいいえ、この表を見て、この下読んでいきよって年数を合わせていきよったら、えーとは思うんやけど、ちょっとそのあたりの説明を詳しくちょっとしてもらいたいなと思います。

大原委員長 一覧表と契約書の取り扱いの経過状況の中の整合性がちょっとよく取れてない。

熊代委員 例えば、この平成２１年度の賃借料５０万としということで、収入額５０万で上がってるけど、平成２５年度までの５ヵ年間、減免措置するというふうに書いとる。

ここらも、ん？という。入っとんじゃろうか、これ減免しとんだらうかっていう。

この幾らで契約すしとるかというのが、最初にないけん、わからんわいね。もともとが、出足的なものが、岡部議員も言ったけど。やっぱりそこらを、ちょっともうちょっとわかりやすく、お願いしたいなと思います。

大原委員長 わかりました。

（岡部史夫委員を指名）

岡部委員

今、熊代委員が言われたように、表現の仕方、いわゆる総括表的なものがこれだと思うのに、この総括表が信頼がおけないというか。あとの減免申請の方がまず間違いないと思うんですよ、これは実質あるものですから。

だけど、このまとめたものの信憑性が低くて、これを信用して、そのあとを見んかったら、減免はわずかだになっていうことになるんですが、実際は今言われた、5ヵ年間後の資料では、減免になってますよ、これ一番下で、何年から何年、5ヵ年は減免するとなっています。

だから、もう少し専門にわかる人たちがまとめていただかないと、私たちは、結構見てますけど、ちょっと目を外すと、この総括表の方に依存して見てしまうんですよね。役所がすることだから間違いないと思って。ところが実は違うというところが、非常に、不可思議だなと思います。

それとですね、私が今、申し上げたいのは、町が目指していた当初のこれだけ町として大きい事業所を計画、そして実行されたわけなんですけど、その目指す経営スキーム、目指す経営スキームがわかるような書類、それから協定書とか覚書というのは、所有権が森林組合があるということなんでしょう。土地の貸付借地料以外は、見当たらないから、本当にこれ見当たらない、ないのか、あるのか、なんです。一番知りたいのは、当初、町が、予定していた経営スキームですよ。この事業所を立ち上げたら、こんだけのことになるんだと。だから当然、そこの中には経営形態は入ってくる、損なんかするわけにはいきませんから、そこはやっぱり利益が出る勘定というのは、やっぱり目指す方向のものがあるはずなんです。

だからこの前にもお願いしたと思うんですけど、これが出ていない。いわゆるその設立時の森林と町との約束事が存在するのか、しないのか。これをぜひ、確認をしなければですね、今後の様々な解明にも繋がらないんで、たった文書一本出しただけで、はいわかりました、しんどいんで出しましょわいという形で、いとも簡単に取られるのかどうか。それは後々、また、質問しますが、とりあえず、この書類が、前々からお願いしている書類がないので、やはり元、出発のときに何を目指していたのか。これが見えない。

これはぜひ知るべきだと思うんですよ。今後のいろんな様々な林業施策を展

開していく上でもですね、非常に、町の大事な施策を考えていく上でもですね、あるかないかというのは、やっぱり大事なことになります。

大原委員長 岡部委員のご意見出ましたけど、ちょっと確認したいんですが、今のご意見は久万広域森林組合として合併するときに、例えば、久万広域森林組合としてどういう事業をやっていくかの中で、例えば父野川事業所を包括的に入って検討していくというところもあると思いますし、あともう1個父野川事業所単体の経営ビジョンというのもあると思うんです、それはどちらを。

岡部委員 父野川単体の経営ビジョン。結局、それは総合的に、町全体の総合的な林業振興に発展するんだらうということなんですけども、父野川単体を立ち上げた理由です。

大原委員長 そしたら町の方に、父野川事業所を立ち上げる計画をしたときの経営ビジョンの資料があればということで。

岡部委員 あるはずです。

大原委員長 こちらは新たな資料として追加資料として請求するという形で。
(高橋末廣委員を指名)

高橋末廣委員 今、父野川事業所のことを中心ではあるんですが、例えば、平成30年に、・・・の方から380万の契約になって。

大原委員長 申し訳ない。ページ数をちょっと言っていたら。

高橋末廣委員 2ページ目です。

平成30年に本所ほか380万の土地賃借料ということで、決まっておって、最後(13)のところに、288万6000円を全額免除するというふうな表現があるわけですが、それまでの50万、100万、74万、70万3000

円というのは、これは父野川事業所の賃借料、本所と久万事業所、この2つの賃借料というのは、もうずっと払われとったんかどうか。そこら辺もちょっと父野川事業所ではないんですけども。この残りの分がついて、初めて18年に全額免除ということになったんで。それまで払われとったんかどうか。

74万なり、なんなり引いた金額ですよ。これがちょっとわからんので。

大原委員長 (瀧野志委員を指名)

瀧野委員 言うたら一般質問から言ったのは、いうように、もともと環境事務組合があって、活性化センターを中心として、父野川をやることになってやったんよな、その時にどういう契約をしとったか。これすべてが森林組合の持ち物であるし、土地が違うだけで、森林組合の経営やということで、そのときの郡内の集まった。まだ合併してないわけやけん、平成10年は。平成16年けんやけん。事業が始まったも13年やけん。

そのときにどういう契約をしとるかというのと、それからあといろいろ変更があってやっとなとは別問題やと思うんよ。

ほやけん、質問したときの一番最初は、本元、広域合併平成10年にした。それから13年から事業が開始された。経営上の問題が出てきとんは、広域合併したときから出てきたんよ。これなんやったら資料は決算書は出すけど。

ほやけん一番最初に郡内合併する前の段階で、森林組合とはどういう契約しとったか。答弁では、ないという答弁があったんよ。

その辺、まず段階的にいうたら、そこをまず調べて、それから後の問題はその時その時でいろいろ変わるとる。それをもう1回調べ直さないかない。

大原委員長 ちょっとまず高橋末廣委員のご意見からですが、2ページ目の(8)番の平成30年から今年に至るまでですかね、父野川事業所以外の土地賃借料については、しっかりと入っていたのかどうかというところを確認したいというところが1つでしたかね。

ということでよろしいですか。

高橋末廣委員	はい。
大原委員長	これ収入金額が70、収入が74万あたり、ずっと入ってるんですけど、
高橋末廣委員	父野川事業所の貸付料についてということで書いとるでしょ。一覧表があるでしょ。ほやからこれは父野川事業所だけ。じゃ本所と久万事業所に別にあつて、この288万と380万でいろんな金額が出てきとるけども、じゃあその父野川事業所の金額を差し引いた、残りの久万事業所と本所の金額はきちんと払われとったんかどうかということ。
大原委員長	はい、わかりました。 そこは調べるなり、質問書なりで回答いただいいたらと思います。 それから瀧野委員のご意見は、合併当初、父野川事業所じゃない、久万広域森林組合合併当初から、この父野川事業所、それから久万広域森林組合の経営等について、どのような補助をするかといった契約という意味でよろしいですか。 （瀧野志委員を指名）
瀧野委員	あのね、やっぱり町村合併してないけん、協定書は本当はないといかんのよ。 それぞれの3村1町じゃない、3村2町やったんよな。小田も入っとたけん。その協定書は絶対あったはずなんよ。それをあるのか、ないのか。ないということだったけど、質問の時点では、しっかり調べんと、それがもとになって後々繋がっていつとるけん。そこのところをしっかり調べないかんのやないん。
大原委員長	その内容が、森林組合についてどうするかというところの内容ということでよろしいですか、その協定に関しては。
瀧野委員	後から久万高原町の土地持ちもんになつとるけど、土地は最初からどうやったんか。まだ合併してないわけやけん。

それ美川、柳谷、面河、久万、小田。これが一緒になって、言うたら活性化センターを立ち上げて、その活性化センターの中で、いろんな事業やってきたんやと思うよ、私も全部１００％わからんけど。ほやけど、ということは責任をとるところが、どこやったんか。どの組織が。ほやけど、一番最初からよろよに、事業主体も森林組合。森林組合が申し込んどる。事業も。ほやから事業主体も森林組合、それから経営主体も森林組合。とういうことで考えていかないかないな。

大原委員長 （熊代祐己委員を指名）

熊代委員 この１ページの②の１、２のところに、今、瀧野議員が言われとる平成１１年１月上浮穴郡５カ町村の共有財産ということと１１年の１月５日、土地賃借契約書っていうのが結ばれとるんじゃと思うけん、ここらを出してもろたら、瀧野議員が言われとった話の分は、わかるんじゃないかね。一応５カ町村になっとるんで、共有財産ということを書かれとるけんね。

瀧野委員 その辺が答弁を求めても答弁せんのよ。

大原委員長 委員会として、そこは求めたいと思います。

今、瀧野委員のご意見、熊代委員のご意見ございました。

一番、皆さんの資料で、一番ご理解いただけるのが１ページの②の（１）ですよね、この共有財産としてというところの、ここの確約書というものを出していただくというところ。確認するというところになると思います。

その他、ご意見。

（高橋誠委員を指名）

高橋誠委員 ３ページの広域森林組合の貸付の一覧表があるんですけども。

これの６番に父野川を貸し付ける１００万っていうて上がってますよね。これ１００万で取り決めて、減免して、１８年から２２年までは５０万ということで減免してやっと思えるんですけどね。

この額についてですけど、1 ページの（3）のところにですね、平成18年から平成23年度までの5年間で1004万1000円にするという表記があって、これ単純に5年間だったら200万円ですよ。

これも、今ちょっと岡部委員と、あれ見るときに、その減免の措置があるみたいな条文があるのがあるんですけども、これの理由ですね。

そこら辺、先ほどからでよる金額の設定の理由については、皆さんの意見が出たんで。これ、年間200万のが100万になってるという、その理由をちょっとお聞きしてもらったと思います。

大原委員長 これ実際3 ページの表が何年度のものを示してるのかというのは、確かに明示はされてないと思うんで、ちょっとこの一覧表の意味は、確かにわからないのはわからないですね。

高橋誠委員 この1000万を超える金額を5年間ごとに定め、定めたのはこれ200万なるんじゃないけど、その辺の額の差はどういうところで、どういう理由で、設定したのかいうのもちょっと聞いてもらったと思います

大原委員長 わかりました。
3 ページの、この一覧表が何年度かというのと、これの設定の根拠ですよ。

高橋誠委員 はい。

大原委員長 こちらについて質問を投げかけたいと思います。
その他、何かございませんか。
（森博委員を指名）

森 委 員 今言った1 ページの①の一覧ですけれども、21年度以降は、収入金額と根拠とか示されてますけど、18、19、20のところは歳入額不明でなってるんですけれども、これ合併はもうすでに、合併後であります、その伝票なり、そういったものが、もう調べたけれども、存在してなかったということ

なんだろうかね。その確認ができないという不明という理由ですね。ちょっとその辺。

大原委員長 町のこれ歳入額が不明というのが3ヵ年ありますので、ここをしっかりと確認をすると。不明というのは理由がちょっとよくわからないのでということですね。

ここを質問したいと思います。

その他、ご意見ございませんか。

(熊代祐己委員を指名)

熊代委員 先ほど高橋誠委員が言われました、この1004万1000円。5年間でという、これ聞いて、僕も200万かなと思ったんやけど、こっち見たらね。

大原委員長 すいません、こっちというのが、

熊代委員 ごめん、13ページ、この後の、見たらこれ、年額になっとんですよ。

1044万1000円、ほやけん、ちょっとそこらの整合性を5年やったら200万やけど、これ1年やったら1000万で、5年あたり5000万なるけんね。

高橋末廣委員 この表現じゃったら、1年間で1000万ということ・・・5で割る必要はないと思う。

熊代委員 5で割る必要ない、これ年間の契約の、あれが1000万ということやけん。

岡部委員 やけん、もらえないということよ。

熊代委員 ですよ。いや歳入額が不明になっとるけん、どっちみちわからんとは思いますが。

大原委員長	ただこの１３ページの文言が本当であれば、この歳入額不明は１０４１万が入ってかないかんということです。
熊代委員	そういうことやね。
大原委員長	それが今不明になつとる、森委員の意見、繋がってくると思うんですけども。 (岡部史夫委員を指名)
岡部委員	この辺まとめよつたら、これ実際、これ契約書の本物ですよ、これ。本物
大原委員長	当然、その前提で進めています。
岡部委員	が、年額１００４万１０００円と書いとるわけですから、これは誤りでは済まないんですよ、これは。 ここの通り、履行してもらわないかん、ホントはですよ。 ほやけん、何が言いたいかっていうと、契約書の内容も不備が多い。そして、もらったりもらってないような、にも見える、収入が不明なところもある。ほで、いとも簡単に金額を下げる、何かこう森林組合が苦しいと言え、町は、わかったよという、阿吽の呼吸で下げよる。それも、この１００４万、年額１００４万という正式な契約書がありながら、実はあれは間違いでしたって、今になったら多分言うでしょう。でも、これはおかしいでしょう。これは、本当に。契約書はわかってないんじゃないかと思いますよ、これ。これは厳しくね、チェックしても払うべきものは、払わないくまいがというようにも繋がってくるんで、やっぱりこれからの法的な関係も、一応、確認していく必要がある中でね、こんな大きな、何か疑義があるのに、どうやって法的なことをこれから議論したらいいんだろうかと思って、私は本当、正直、悲しくなります。
大原委員長	岡部先生からご意見いただきましたが、確かにここに明示されておきながら歳入額不明というのは、ちょっと理解に苦しむところもございます。ここはしっかりと質問書で確認をしていきたいと思います。

その他ご意見ございませんか。

私、申し訳ない、これはもうはっきり行政文書、行政のあり方素人ということでお聞きいただきたいんですが。先ほど瀧野議員が当初からどうか、契約がどうかという話もされてましたけど、私民間の考え方からしたら、こういう大規模なものを整備したら、将来の更新であったり、将来の修理はどちらがどう担いますよというのは、ある程度取り決めをしておくものが普通かなと思うんですが、この文章は土地だけで、町の文書はそういったものはないというような答弁もございましたけど、これやっていくと将来も同じことを繰り返していくような気がするんですが、これが行政として、当たり前と言われて、それをそのまま置いとっていいのかなという疑問が個人的にございます。

例えば、今後、この父野川事業所をまた新たに更新をする、何かのところでやっていくとなったときに、将来、持ち物は森林組合なんだけど、町がずっと修理代を出していくのかどうかという、契約とか取り決めがないことが非常に私、民間の人間の立場として考えるとちょっと理解ができないと思うんです。

この辺りちょっと私は、行政の考え方しっかり聞きたいなと思うんですが、行政の皆さんもいらっしゃると思うんですが、

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

まさしくその通りなんで、今の関係性から見ると、不思議な関係なんで、ややもすると森林組合が町いわゆる行政機関の一部のような関係性になってるわけですが、これは。これがおかしいんですよ。だって、独立した団体なんですよ。独立していたゆえに、森林組合法というものを盾にとって、これはあなたに見せる必要はないというて線を引くわけですよ。

ところが、こういう金銭的な部分は、もう本当に行政機関の一部のような関係で、土地の借地の関係から、いわゆる減免から始まったり、その他の補助金交付に至って、これから出てきますけども、本当にすごいですよ。

だから、いわゆる民間感覚で言えば、これはありえないんですよ。経営を今後どうするか、更新計画というのは当然なけりゃだめなんですよ。更新計画を検討していると、3月末ごろに議論された、継続か、撤退か、このどちらかになるわけですよ、民間で言えば。だから、そういう、この後で出てくる厳し

いな中でもね、更新の計画がないということは、今後も大きな新たな計画をしても、またおんなじことを、繰り返す可能性が非常に高い。

だから、これは、とことんある部分は、切り際は、民間と公の違い、公金をなぜ出さなきゃいけないのか、なぜ減免しなきゃいけないのか、これは非常に大事な部分だと思います。ぜひ進めていってもらいたいと思います。

大原委員長 （瀧野志委員を指名）

瀧野委員 協同組合やけん特別法人ということになっとるけど、協同組合やな、もう経済団体、同じなんよ。我々と。その森林組合はどういうことか言うたら、森林環境税にとって森林環境譲与税。これをうまく、林業振興のために使うていこうとしたら、森林組合は、やっぱり必要な。経済団体ですけんね、個人と一緒にやと。

ほやけど、社会福祉協議会、これはまた、８０００万から上、町が補助金出しよるけど、また違うところあるかもわからんけど、こないだも話し合いあったけど、おんなじことなんよな。経営努力をせんと倒産する可能性あるわけよ。

経済団体でないんやったら、森林組合が儲けたお金を税金以上に、町を納めないかんかということがあるかいうたら、そんなことはないわけなんよ。お金は足らなんだら、森林組合倒産しますよ。公が倒産ささんためにお金撒いたり絶対しません。もてきたり。ということは、ここの行政がおかしい。

それは、林業振興ということに関して、森林組合は何とかせないかんという、ただそれだけのためにお金を突っ込むだけであって。これ町民の血税やけんね。公平公正やないといかんけん、補助金は。

ほやけん、そういう意味合いから言うたら、そこのところははっきりしとかんと、今、曖昧なあれやったけど、実際にそうなん、私が言いよるそうなのか、そうじゃない公なのか。それははっきりしとかんと、これ、補助金云々の議論にしても、これ議論なんかするべき問題ではないんで。

本来から言うたら、決まってないことをすることはできん。そのことについて、今回はしっかりと調査せないかんと思とる。

大原委員長 (岡部史夫委員を指名)

岡部委員 今、瀧野委員に言われた私らの意見も含めて曖昧な議論というのは、どこの部分が曖昧な感じでしょうか。

大原委員長 (瀧野志委員を指名)

瀧野委員 いや、民間か公かわからんでしょ。いや行政が何で赤字を補填せにゃいかんのか。赤字補填せないかん理由は、民間製材業者も、森林組合も一緒。これは補助金規定があるんやったら、森林組合補助金を出すんなら、民間業者にも出してあげないかん。おんなじことなんよね。

同等なんよ。森林組合を特別じゃのいうことはない。100%。違いますか。おるんじゃけん聞いてみたらええじゃない。

はい。

大原委員長 (岡部史夫委員を指名)

岡部委員 私は、今、瀧野委員言われるように、森林組合は森林組合法に基づいて、立ち上がった経済団体ですから、あくまでも自立経営をすべきということの前提の上で、今まで貸付金、土地の借地料にしても、これから出てくる問題も含めてですね、とにかくそのいとも簡単に、森林組合に対して資金、支援金が流れているのはおかしいよということを申し上げたんで、曖昧、現状はもういわゆる町の対応の仕方も曖昧だと思うんですけども、この不自然を解明して行って、あるべき姿に戻していくのが、私はこの委員会の意義の1つかなというふうに思っております。

以上です。

大原委員長 (瀧野志委員を指名)

瀧野委員 何もそのあんたの意見がどうのこうの言うわけじゃないんだけど、今言うた

ように、行政として森林組合には特別な処置をせないかんのかどうかいうたらそうじゃないってこと。個人の製材業者も一緒。

ほやけ、そこのところは最初からはっきりせないかんのと。

委員長、最初に言ったように、この広域森林組合合併した。その目的は、スギの中目材であったり、曲がり材を何とか世に出してお金を儲けたいというのが1つの目的やったかもわからん。そやけど、主になったのは、合併前の環境事務局組合の段階やけ、その時にどういう協定をしとるか、それが一番最初のもとになつとると思うんよ。

そじゃけ、そこのところをしっかりと調べて、それからあと、16年から後の何年か後に5000万の赤字補填しとんよな。そこら辺も、どういうことで、これは議会が納得して5000万を出した。今後はせんと言うてやった。それからあと、この問題について聞いたことがないんよ、議会として。ほやけしっかりと、それからもいろんなとこで減免措置をしとるけど、いつ、この減免が決まったんかとか、その辺を掘り起こす必要があるんじゃないかなと私は思います。

大原委員長

はい、わかりました。

ちょっとまとめたいと思いますけれども、将来的な設備更新であったり、それから修繕、経営の補助等の負担、町の負担について、当初からの取り決めはなかったのかどうかということをしっかり調べると、協定なり覚書なりで調べるといふ形でよろしいでしょうか。

そこを質問していくと、まずは。そこを明らかにしていくというこでよろしいですか。

(阪本雅彦副委員長を指名)

阪本副委員長

これについては、森林組合の方にも問うていただきたいと思うんですよ。森林組合も当然、土地については、賃借で始めた。設備については、整備をしてもらったものを運営をするということで始めたんだと思いますが、その設備の更新をいつしないという取り決めをしたというか、その方針を決めたのがいつなのか、どういう経緯でそれが、更新のための積立金をしないとか、減価償

却普通じゃったら、どんどん積み立てていって、それで更新をすると思うんですけども、補助金が入っておるので、その部分は、法的には減価償却という形で積み立てをしてなかったというのはこれはよくわかるんですけども、そうじゃないときに機械設備の更新の費用を積み立てておかないということが決まったのがいつであったのかというのは調べていただきたい。その町の方にも問うていただきたいですが、森林組合がどう、いつどういう判断をされて、それに関して、町がどう関わって、それを認めたのか、指導はしよったけど言うことを聞いてもらえなかったのかということに関しては、はっきりとさせておく必要があるんじゃないかと思います。いかがでしょうかね。

大原委員長 森林組合の方にも、当然、更新、修繕、経営補助については、どのように当初から思っていたのかというのは、それは町と両方に聞かなければならないと思っております。

ただご意見の中であった減価償却の件に関しましては、まだこの資料で分析をしっかり皆さんでしてないところになります。もしかしたら出てくるかもしれんですし、ありませんでしたという結論になるかもしれんです、そこはちょっと一旦切り離していただいて、そのときに、しっかりと討議をしたいなと思います。

（瀧野志委員を指名）

瀧野委員 言うたら事業主体、補助事業の事業主体は森林組合。それから経営主体は、森林組合。これはもうはっきり答弁されとんよ。ということは、減価償却というのは、これ1000万、定率でいくか、定額でいくか、減価償却して、5年なら5年たったら、これゼロにならないかんよ。

減価償却せなんだら、その機械がずっと残ってきとらないかん。いぶきがそうやったんよ。

ほじゃけど、これ減価償却して、減価償却資産、減価償却しよるということは、だんだん目減りしよんじゃけん、積み立てをしていかなんだら更新はできんということよな。その責任はどこにあるかいうたら、森林組合なんよ。事業主体で、経営主体なんよ。

ほやけ、そのあと、いろんな林業振興上の問題で、町とどういうふうなやり方したかわからんけど、経営すべては森林組合。これはそういう考え方。

それはそうじゃないんやったら、今調べんと、それをもとにして話し合いしていかんと、責任が森林組合にあるのか。町にあるのか、それははっきりせんといかん。

大原委員長 瀧野議員のご意見、阪本議員のご意見ご最もなんですけれども、そこをしっかりと紐解いていくのであれば、こちらの森林組合の財務資料に入っていくかざるをえなくなってくる。ただ今日はちょっと時間がないので、また来週にも第3回も計画しております。今日そこまで入っていくかどうか。

皆さんいかがですか。

今日は契約書のところというか・・・

瀧野委員 かまんのよ、かまんのよ、その契約書じゃの、財務書類じゃの、それは後でかまんのやけどな、考え方としてよ、森林組合に経営責任がないんじやったら、議論できまい。すべてのことに。どこに責任があるかということをはっきりしとかんと。森林組合、儲けたお金もほんなら町が儲けた3分の1持て来いよという組織じゃないわけやけん。

あれよ、それは、その点ははっきりせんと、財務書類調べようがどないしょうが、ほんなら最終的には町の責任かということになったらいくまい。最初に調べとかんと。

大原委員長 (岡部史夫委員を指名)

岡部委員 今朝、ナンバー改訂番号2で配っていただいた資料の、これカッコ5番ですかね、父野川事業所操業継続に関する町と広域森林組合間の協議記録というところがあります。

結局、これは4月、3月末の時点で、4月以降の操業を諦めとったのに操業を継続したというところにかかってくるんで、そこらのところの協議をすべきで、項目上が具体的でないところは、やっぱり関連するところでこれを協議す

べきであって、今日の町から出てきておる資料の中にもですね、資料5ですかね、資料5に、この操業継続に関する・・・

森 委 員 何ページですか。

大原委員長 この付箋の5番です。

岡部委員 資料5に、父野川事業所の現状についてというのがあって、これは製材ラインの更新についてっていうのが項目がバチッと貼り付けられてますけども、この4ページに。でもこれはあくまでも、父野川が今のままでは駄目だから、今後の更新をするとしたら、という形の更新の考え方であって、今までの森林組合、或いは、町が一緒になってね、今までに更新を検討したかどうかっていうのは、主体的には森林組合が考えないかん話であるんですよ。

だから、森林組合のところで、そこは関連するところで引きつけて、議論しないと、この更新をしないような形態が今後も続くんだったら、この大規模事業なんてのは絶対無理だという話に繋がってくるんで、ここはかなり革新的な議論の1つになってくると思います。

以上です。

大原委員長 （瀧野志委員を指名）

瀧野委員 委員長がその民間とそうじゃないのと差というけん、それは民間やったら、はっきり言って自己責任なんよな。

大原委員長 そうです。

瀧野委員 みんなそうなんよ、ということは、森林組合も、民間と一緒に自己責任なんよ。自分が経営主体なんやけん。

ほやけ、自分とこの工場を更新しようと思たら、一番最初は補助事業で、90%の補助事業でやった、立ち上げた。後は、ほなまた更新時には、町と、新

しい事業、地域未来交付金使うて、それやろうや。これ新しい交付金使わなん
だらできんよ。それは行政と相談しながらやるんじゃないけど。それまでの更新の
責任はどこにあるか言うたら、森林組合なんよ。そこのところはっきりしとか
ないかん。

大原委員長

瀧野委員のご意見ご最もで、私もそれを言っていたつもりです。

その契約、覚書、協定があるのかどうかからまず読み解いていきたいなとい
うところで、確かに事業主体が森林組合であれば、経営責任、それから更新、
修繕は、もう当然ながら民間というところで、私も理解してるつもりですので、
そこをしっかりと確認をしていきたい。

ただ現状、この提出の資料では見えないし、あるかどうか分からないので
確認するということで、ご理解をいただいたらと思います。

ちょうど1時間経ちましたので、10分休憩をしたいと思います。

再開40分より再開いたします。 (午前10時30分)

大原委員長

それでは休憩を解きまして、会議を再開いたします。(午前10時41分)

その他、資料1と言いましょか、父野川事業所関係の契約、協定、覚書、
業務委託契約関係に関しまして、その他ご意見ございませんでしょうか。

これは現時点でということです。後々いろんな資料分析する中で、ここでま
たさかのぼって話ししなくてはいけないことも出てくるかもしれませんが、今
のところで、何か他にご意見ございせんか。

(瀧野志委員を指名)

瀧野委員

これ契約書、協定書、覚書、業務委託契約書等の写しって書いてあるけど、
もし、今まではないと言うきて、これだけのもん、これ最近の分じゃろ、最近
の分とかも出せるもんだけ出してきたのかもわからんけど。いうたら議会とし
たら、一応決まり、条例なりなんなりで決まったことについて、やっていくこ
とについては、やぶさかじゃないわいな。ほやけど、そうでもない、言うたら
今は、平成12年4月1日から後は町長が最高責任者であって、町長が決めた
らその限りにあらずと、どの条例にも書いとるわけよ。ということは、町長が

相談したらすべてができるんかできんのかという話よな。そういう流れで、今流れてきよるわけやけん。

ほやけ、その辺まで、そのいう、一民間とおんなじ、協同組合とはいえ、おんなじ状態やと。その補助金をそういったことができるのかできんか、その辺はやっぱこの辺で、どういうふうに調べるか。これから後についてどうやっていくかというようなことについては、意見は聞かないかんやろね。今は、それが垂れ流しできとる。

大原委員長 （岡部史夫委員を指名）

岡部委員 関連するかしないかちょっとわかりませんが、いわゆる書類的な協定とか覚書とか、そういうのはないと言われているようでございますけども、あえて、本当にないんかということは、聞くべきだと思うんですが、いわゆるその民間と公の違いで、立場が違う中であってですね、なぜこう負担割合とか責任分担とかが、ひょっとしたらあるような感じが当初してたわけですけども、もうそういう責任分担、負担割合の文書の存在はある、ない、これもう明確にもあるかないかだけは確認した上で、その後ですね、じゃなぜ、どういう理由でというところに、もうはっきり入っていかないかんので、いつまでも、元へフィードバックしよったんでは、なかなか前に進まないところもあったりするんで、あるんならある、ないんならない、もうはっきりそこはもう明確に確認しといたらいいいと思います。

大原委員長 （瀧野志委員を指名）

瀧野委員 私もそう思うんよ。委員会は、もうあったらあるんで、相手がないで答弁したら、ないという中でやっていくべきやと思う。

ほやけ、それがもうないと言いながら、あるんじゃないだろうかと、いろいろある。もう、そののところはね、もう、はっきりせないかん。今言ったように。ないならないでかまんけん。

大原委員長

瀧野委員、岡部委員からご意見ございました。

ないというふうにも回答が来たら、これはもう議会の委員会としてやってることですんで、正式に回答がないとしたら、もうないというものとして進めていく。それはもう当然のことだと思います。そういうふうに進めていきたいと思います。

それから瀧野議員が先ほどおっしゃられた町長が認めた場合に限るとか、いう形もあると思うんですが、それが、協議記録という形で多分出てきとる場合もあるんじゃないかなと思います。今回の操業継続等に関しましては。あと議会の方では開封をしなかった、理事会の議事録であったり、理事会の記録であったりとかいうところに入ってくるかとも思いますけれども、それはまた出てきたときに、その時にまた協議になると思いますので、そこでまた議論をしていかなければならないと思います。

その他、資料1につきましてのご意見ございませんか。

よろしいですか。

(大野良子委員を指名)

大野委員

父野川事業所作るに当たっての、森林組合からの要望とか、森林組合が、こういうことをしたいので、補助を受けたいとか、町の協力得たいとか、そういうことがあったのか、なかったのかということを私は知りたいと思いますが、そういうようなことをご存じの方がおられたら。出発点と言いますか。どうしてこれが始まったのかということにも起因します。

大原委員長

久万広域森林組合父野川事業所を設立するそもそもの経緯ということですか。

大野委員

組合からの要望があったのかというようなこと聞きたい。

瀧野委員

補助金に対してやろ。

補助金に対して要望があったんか、どうか、やろ。

岡部委員

それは1番とは違う。

大原委員長	ご意見ですので、あれですけど、森林組合からの・・・。
高橋末廣委員	設立するときにでしょ。
大野委員	そうです。
大原委員長	(瀧野志委員を指名)
瀧野委員	さっきの地代にしても、まけてくれと要望があったけん、とらなんだということじゃないんかと言よるんじゃろ。
大野委員	はい。
瀧野委員	要望があったか、なかったか。
大野委員	そうですね。
大原委員長	父野川事業所設立してくれという要望があったか、なかったかですか。
瀧野委員	補助金なんかのことについて、そういう要望があってしたんか、どうかという。
大原委員長	(岡部史夫委員を指名)
岡部委員	ちょっと私の意見が十分かどうかは別にしても、いわゆる設立のときに、どちら側がプッシュしたのかどうかという意味のことを多分言ってるんだらうと思うんですけども、当然、補助金絡みとか、国費も絡んでくるわけですから、父野川加工所を計画したのは、町なんです。町です。 当然、森林組合長、各合併前の合併してないけれども、郡内の森林組合長さ

んとも協議を、水面下で協議をした上で、構想を提示して、それなら一緒にしましょうと。久万町がある意味主体となって事業計画を進めて、まあいうたら町村会あたりで確認したような作業に多分なってるんだろと思うんですけども。当時の河野修町長さんが主体となって、森林組合の合併した後に、事業所立ち上げたら、これだけこういうふうな町の木材の利用が高まりますよと。そういう構想でやられたんで、そのときお金を、皆さん、森林組合は、退職金まず廃止になりますから、合併で廃止になりますから、退職金をそれぞれ払います。久万町だけが、の森林組合だけが退職金が払えなかったんです。お金がなかった。お金がなかったから、森林組合が持っている土地を町に買ってもらった。町が買い上げて、そのお金を基にして、久万森林組合の職員さんに、退職金は払った。ということで、その名残が先ほど言われた、貸付金ですよ。土地の借ってる借地料。これがいまだに、町の名義になってるから、借地料も払わなければいけない、そういう関係性になってる。

だから出発は、町が主導でやったというふうに聞いております。

大原委員長

すいません、私の手持ちといいましょうか、5月21日の林業戦略課からの合同専門委員会の資料の中にですね、平成3年度に中予山岳流域林業活性化基本方針書というのが策定をされて、そこに位置付けた中で、6つ位置付けた中で、大規模木材流通加工体制整備問題というのが、その中にあってそこからプロジェクトチームが作られて、整備をされたというふうに5月21日の合同専門委員会の資料に、ある程度の経緯は書かれてあります。

ということで、町が、まず主導というか計画を待ちという形にはなるんじゃないかと思う。この資料から読み解けるところは、町かなというふうになると思うんですけども。

ちょっとまずは合同専門委員会の資料、ご確認いただければと。

(瀧野志委員を指名)

瀧野委員

あれよね、それ当然町がやらなんだからできん、民間でやろうと思たらできんのやけど、それ言うてしまうと、町がやったということになってしまうんよ。

ほやけん、そこそこのところをな。そりゃ、申請したのは町かも分からん、

ほやけど事業主体はどこや言うたら森林組合。そこのところの理解せんと、町がやった町がやった言うてしもうたら町の責任になってしまうけん、そこのとこを勘違いせんようにしてもらわんといかんということよな。

岡部委員 いきさつだけの話です。

瀧野委員 それを言うたいきさつでわかる人はわかるけど、事業主体は、森林組合なんよ。ほじゃないと、森林組合さんにしっかりしてもらわないかんわけやけん、最終的には。我々が頑張ったってどうにもならん。森林組合頑張ってもらわないかん。

大原委員長 （岡部史夫委員を指名）

岡部委員 結局、私らがもずっと、当初から求めておる一番最初の協定書とか、本当は覚書あるはずなんですよ。

 だけど、あるけどないって言ったら、ないんですねって言ったら、もうわかりました、ないんですね、で切らないかん。

 だから、設立当初の考え方、私が申し上げた。瀧野委員も言われたような形でね、いわゆる委員長が言われたような、そういう法律改正で、林業構造改善事業の大型プロジェクトみたいな感じでね。できたんですよ。だから、それはそれでいいんですよ。

 だけど、実際の経営は森林組合ですから、今後の経営主体は森林組合やってることを踏まえた上での、いわゆるいろんな財政分析を、これからさしてもらうんですから、それはそれでいいんじゃないすか。

大原委員長 設立の計画は、先ほどお話しした基本方針書でありまして、またこれから先、その補助金関係、どのような形で出していったのかというのは、これから先の資料で、大野委員、また分析になると思います。また疑問がありましたら、そこで出していただいたらと思います。

 その他ご意見ございませんか。

(なしの声)

そしたらですね、1回これ出た意見をまとめて皆さんと共有しといた方がよろしいですかね。

岡部委員 いや、かまいませんよ。まとめてね、流していただいたんでいいんじゃないですか。時間がもったいないじゃないですか。

大原委員長 それでは、今、皆さんから出していただいたご意見、これを質問として出したらいいんじゃないか、追加資料として請求したという資料、私もメモしております。それから事務局長の方でもメモしております。それから副委員長の方でもメモしていただいております。3人のメモをつき合わせまして、早急にまとめまして、また皆さんの方にお示しをさせていただきたいと思えます。

早急に質問をしていく、回答を得るというふうな段取りにしたいと思えます。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員 タブレットでお示しいただいたら、もう各项目的に、そこで、資料がないんで質問すべきとか、再質問すべきとか、ああいうのがあったら、ご意見くださいぐらいで、それでまとめたらいいんじゃないですか。

大原委員長 そういう形で進めさせていただきます。

それでは、他にご意見ないようでしたら、とりあえずの本日のところの資料、町からの資料1の検討については終了したいと思います。

続いてなんですが、一応、本日は午前中の委員会ということで、時間がないということで、午後から別の委員会入っております。午前中ということで決まっておりますので、前回の委員会のまとめではですね、この後、財務関係のところの踏み込んでいくという形になっております。

この財務関係というのは、補助金も当然入って参ります。それから森林組合

さんから提出された財務資料あたりも入って参ります。先ほど阪本副部長の方から言った減価償却の関係その辺りもすべて入ってくると思うんですが、まづどの資料からいきましょうか。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

2番の財務から入る前に、ちょっとご確認させていただきたいことが1つだけあるんですが。

先般の会議の中で、この特別委員会は確認しなければならない、相当その重要度の高い、組合の理事会の会議録が封印されたということで、一応、この特別委員会としても、公開すなというようなこととか、情報漏えいがあっては困るというようなことで、一応開封せずに保管するということになりましたが、これ森林組合法の中でですね、やはり組合の理事会の会議録等々について、やはりプライバシーの問題とか、様々あります。そういったことで組合員以外には、閲覧をすべきではないというふうな項目はあるんですよ。

それは、森林組合の組合員に対しては、この項目なんですけども、片や、我々は町から組合に公金を出しています、公金を出していますから、それをチェックする義務がある。チェックするためには、7年度中の理事会の会議録とか、3月の理事会なんか特に内容を見なければ、これは町の今後を揺るがす大きな問題がそこにある。それを確認しないままやっていくっていうのは、今度、我々は、今までの公金の使い方、今後の公金を使うかもしれない。それを一番肝のところを見ないで、組合の言う通りに、いわゆる開封ができない組合法を盾に取った組合のあり方に、いわゆる従うべきか、これはある意味、どちらかっていうと、議会が、いわゆるその町が公金を使っている部分の確認をするための方法論としては、開示すべきということが優先されると私は思います。

ですからこれは、いたずらにしかるべき時期まで延長するのではなくてですね、これは、森林組合と町に対して、なぜそれがこうこうこういうことでできない法的なものを示してください。

議会としては、こうこうこういうことで、こうあるべきと考えてますっていうことの、いわゆる法的にどう解釈するのかっていうのを、やっぱり文書です、簡単な文書を作ってですね、組合と町に当然出すべきです。

手出す場合においてはですね、多分、弁護士あたりには1度見てもらってですね、今後のこともありますから、そういうふうな手順を踏まないと、これは、本当に、組合法を優先させた議会の扱いと。今のところは、組合に対して、動機的に組合もそういうお立場があるんでしょうねということで、開封をせずに一時保管をさせてもらいますが、これはやっぱり、今回の特別委員会の立場からして、そして、今後のことも踏まえながらですね、いたずらにこの処置を延ばすわけにはいけないんで、これもまた、次延ぶと、次の委員会、またその次の委員会ということで、取り扱いがどんどんどんどん後ろいつてしまいます。

ここらあたりはですね、今日のお尻の議論にすべきか、或いは、定義をしていただいて、皆さんで、このことについてごお考えをいただき、改めて、それぞれの考えをお示しいただくような機会も設けないと、これいたずらに進むと、議会としてもいけない。それで森林組合としても、多分苦しいことができてくるはずなんです。

ここだけ、提言をさせていただきたいと思います。

大原委員長 岡部委員より第2回委員会で開封しないと決めました議事録、それについて再考をというご意見が出ました。

これは総意でしばらくは開封しないと、前回、意見で決まったわけですが、岡部委員より、再考してくれという意見です。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員 再考という意味ではなくてですね、やはり我々も、やはりおかしい、蓋がされておかしい解明しなきゃいけない部分が、いわゆる組合法を盾にとって、我々に知らされない。知ったとしても、それを報告書に書けない。公開できないということでは、町民に対してお知らせすることができない。だから、これはいたずらに、いつまでもというのは、いかがなものかなと。当然まだ、方向性決まるまでは保管という状況は続きます。

ですが、この状態が続くことによって、町民に対しても、そして、組合員に対しても、多分、それなりの影響が出てくると思い、心配して、やっぱり法的な関係の取り扱いの、それぞれが対応すべきじゃないかという認識を確認する

意味で、今の文書を考えていくことが適当ではないかというふうに申し上げたんです。

ですから、考え方を变えるという意味ではありません。

大原委員長 （瀧野志委員を指名）

瀧野委員 私は最初、今の段階ではということ言うたけど、はっきり言うて、これ、事が進んでいくと、肝心なところに入ってくるんよな。

それは、いつの時期に、その開けるかどうかという問題であって、最終的にはそこ行かないかんと思うけど、いったところで結論が出るか出んか、難しいかもわからん。ほやけど、岡部委員が言う意見も一つの解決策の1つ、大きな解決策の1つじゃけ。それは、開けんということが正しいかいうたら、そうではないと私もそう思います。開けんほうがええとはあの時点では言うたけどな。

大原委員長 （岡部史夫委員を指名）

岡部委員 あの時点で開けんほうがいいと言ったのは、やっぱりいたずらに何かを優先して、そして勇み足となっではいけないということと、それから、せっかく出したものを、いやこんな危ないものは返しますと言うて返したら、結局、その出した森林組合側が誠意をもって出したのに、委員会は返してきたんじゃないかというふうにとられますから、やっぱりそれはあの時点ではあえてもう預かるべきと、開封せずに預かるべきということにしたんで。それ、今瀧野議員が言われたいみじくも、例えばしかるべき時期ってのは一体何なんですかってことになってくるんで。それを想定したほうがいいのかどうか、しかるべき時期ってのは、例えば100条委員会まで持っていくのかどうかっていう、必ずしもそれがいいとは思いませんけれども、やはり、議会としては、特別委員会としては、それなりに相手を重んじ、そして、礼儀を尽くしながら、しかし、法的に、確かなことを踏まえた上で、町民にしっかりした説明ができるかどうかというのが議会の使命でございます。

そういった意味で、やっぱり、いろいろな枝葉が出てきたり難しい局面が出

てくるんですけども。そこはそこそこで、やっぱりそこを確認することによって、森林組合としてもですね、いやいや、それだったら私たちも、実はですねとか、そういう弁明の考えとか、そういうものもできるだろうし、やっぱりお互いが知らないままで、どんどんどんどん何日も何週間を突き進んでいくことが、果たして適当かどうかという意味で、私は申し上げたんで。

皆さんの考えもお聞きしながら進めていただければと思います。

大原委員長 （瀧野志委員を指名）

瀧野委員 言うように、最終的に、ほじゃどうかなあ言うたら、我々は森林組合がないようになったらええとは1つも思てないんで、森林組合が、何とかして、これ、経営を立て直して、父野川の更新が出来る、出来んじやのいうのは、これはそれぞれが幾ら考えても難しい。行政の問題から始まって、業界の問題ある。ほやけど一応、父野川の問題の更新についての特別委員会を立ち上げたいということは、現状はどうやと、副町長も最終的には検討なしに更新を進めるのは私もいかんと思います。最後に答弁しとるわけよ。

だから、我々は議会としても、25年はどうやったんか。林業振興はどうなったか。

これは特別委員会を立ち上げて、1回立ちどまって調査しようというのが、この委員会の目的やけん。それは、我々としては、一生懸命調べて、できる限りのことを尽くす。これが我々の仕事やと思う。だから議論は、ここすべきではないんで、ここは調査の流れの中で、委員長がしっかりいろいろと段取りしてくれよるけど、どっちが先か、後か、その辺もあるけど、ほやけど結果は、森林組合ができたら、何とかできたらいいなというのが私の考え方ではあります。

以上。

大原委員長 今、開封をせずに保管してある議事録というのは、まさに設備更新に関わるころしか今提出されておられません。今日ずっと話してきたみたいなの父野川事業所創業時から今までというわけではありません。あくまでも故障が始ま

って問題が出てきてからというところで限って提出をされたもののはずです。
お願いしたのは。

私も中身見てないんですけども、そういった形でお願いをしておりますから、今後のためというところでございます。

この委員会には、当然、強制力はございません。再度お願いしても再度断られる可能性も十分ございますし、説明をというのを求めることも当然できると思いますけど、再度断ってくる、断ってくるといいいましょくか、条件がついてくるということもございます。

(瀧野志委員を指名)

瀧野委員 目的がどうのこうのいうのは、言うように我々がその単純なことでやりよんじゃないんじゃないけど。肝心なところ行くんよ、10月15日の理事会で操業を停止した。それから3月17日の理事会で、工場を閉鎖する。そのところ行くんやけど、最初からそれを開けてしまうと、なかなか難しいと思うんよ。

ある程度のところまで段階でいくと、やっぱりそれは必要なことになってくると思う。

そこをその時に開けたんでええんじゃないかというわけよ。

大原委員長 (岡部史夫委員を指名)

岡部委員 私はここであえて言うべきではないかもしれませんが、やはり組合が、いわゆる条件つきで、特別委員会が開示をできないような条件つきを、私は1日も早く解除すべきだと思います。

なぜかっていうと、解除しなければ、まさに、いわゆる知られたくない事実がそこにある、公表されない事実がそこにある。とすると、これからいろんな展開が起きます。

その展開が起きたときに、私は必ずしも、それがいいことなのか悪いことなのか、それがあえて組合のためのことを思って申し上げてるんで。我々としては、調査する義務がありますから、立ち上げた以上は、そこにおいては、やはり見なきゃいけない部分については、もう隠すことなく、それで組合の存亡が

かかっとなるなら、それなりの理由を言っていただければいいかと思えますけれども、しかしながら我々は、そこが、町長も言わない、森林組合も開示できない条件つきでってことで見えないようにしてるわけですから、ということは両方ともが公表できないような、そこに物が書かれていることをあえて言ってるようなもんなんで、それを早くね、正々堂々と開示すべき。これが、町長であったり森林組合であったり、責任ある立場の行動姿勢じゃないかと私は思います。

ですから、委員会としては肅々とやるべきことはやる。そこから向こうの具体的な、我々の範疇でない部分については、それぞれで専門機関なり専門の委員会等で議論されたらいいけれども、不可解なものについては解明する義務が、この委員会にはあるわけですから、それは避けては通れないと思います。

以上です。

大原委員長 岡部委員のご意見では、再度、森林組合の方にこの開示について依頼をする文書を出して欲しいということだと思うんですけども。前回、総意で出さないということに決めたんですが、こういうご意見が出ました。皆さんに再度、判断を仰ぎたいと思います。

高橋末廣委員、それぞれお願いいたします。

(高橋末廣委員を指名)

高橋末廣委員 開ける開けんはとにかくそのタイミングっていうのはあろうかと思うんですが。今、開示して欲しくない理由ということを知りたいということについては、僕はそれはあってもいいというふうに思います。

大原委員長 開示できない理由を、向こうに問うと。

高橋末廣委員 できたらしないで欲しいという理由について、聞くことはよろしいかと思えます。開示するとかせんとかいう今言よんじゃないんですけど。

大原委員長 (高橋誠委員を指名)

高橋誠委員 前回のしかるべき時期に、必要とならば言う意見だったと思うんですけども、私は今の段階でもそれでいいと思っております。

大原委員長 (光田優委員を指名)

光 田 優 私も、同じでございます。

時が来るまでですね。この調査することによってですね、私自身の考え等々も、勉強不足でありましたので、これからいろいろ変わってこうと、今でも少し、これを調査したことでですね、考え方も変わって、少々変わってきておりますので、まだ、その調査済んだごろでかまんのかなと私は思っております。

大原委員長 (森博委員を指名)

森 委 員 一応言よったように、今の状態で保管をすると、前回決まった通りでいいと思います。いろいろ審議をする中で、やっぱりあそこは、その部分は、書類を開けて確認せないかんのぞよ、必要性を生じたときに、最後という、途中であっても、その必要性が生じたときに、開けさせていただいたらいいんじゃないかと。

その内容を見た結果、どういった形で協議するかとか、町民にある程度部分は示さないかんといった必要があった場合は、それを組合に求めるといった形がいいんじゃないかというふうに思います。

大原委員長 (玉井春鬼委員を指名)

玉井委員 私は、皆さんの意見を聞いたわけですが、皆さんのご意見をもっともだなど思っております。この資料に対して、調べ方には相当問題あるなと考えております。

そして、中身において案として日にちもない、何もないのが入ってるわけですが、こういうのはこれ信頼してかまんのじゃろか。この場合。

大原委員長	資料の中身。
玉井委員	16ページなどに、父野川事業所賃貸のね、減免除請求についてか。 案になつとるでしょ。
大原委員長	本当ですね。
玉井委員	いやこれは何ヶ所もあるんですよ。 ほんで日にち書いてないのも何ヶ所あります。 これ、本当に信用してかまんのじゃろか。
大原委員長	ちょっと別の意見も出まして、今ちょっと重要な意見も出ました。 そこ、質問したいと思います。 議事録、今の時点、段階で開けるか開けないか、ちょっと再度ご判断をいただきたいと思うんですけど、向こうの議事録を預かつとる分を開けるかどうか。
玉井委員	いや、もうみんなとおんなじです。
大原委員長	皆、とりあえずは。 (大野良子委員を指名)
大野委員	開示するというのは、委員長に託されたということで、その委員長やなくって、すいません、どう言うんですか、組合としては、議事録を開示するのは、反対だったんですよ。
瀧野委員	そんなこと言うてないよ。
大原委員長	反対というわけではない。公開してくれるなという。公に・・・議論もできな

い。

大野委員 だから、今は開示しないほうがいいと思います。

大原委員長 瀧野委員はさっきご意見いただきましたね。
(瀧野志委員を指名)

瀧野委員 ちょっと一言。
私も森林組合の組合員じゃけん、見よう思たら見れるわけよね。

大原委員長 そうですよ。

瀧野委員 その委員会としてはどうかなというて、あの時点で、2回目で内容的にも議論をなし、やっぱり時期的にはやっぱりもう少し向こうで、いずれあれを開示せないかんときが来るよね、これは。問題がそこに大きな問題があるんで。それで、あの時点では、私は開けるべきじゃないと言うたんで、さっき言った通り。これは絶対開示せなんだら、解決せん問題があると思う。

そういうことは理解しとってもらわんと、町内でいろんな町民の皆さんがいろいろ話よる。これどうする、こうするは、すべて町民の皆さんの意見によって左右される。町民が納得せんのに、いろんな事業ができんのよね。極論から言うと、町民が理解できん事業については、我々が何ぼ一生懸命頑張ってもできんということなんで、町民が納得しよう思たら、あの開示はどうしても必要になってくるということです。

大原委員長 (熊代祐己委員を指名)

熊代委員 私が預かってきたものでございます。
組合としては関係機関に問い合わせすると、議会に対しての提出もよろしくないという判断でございますが、一応組合長の計らいで組合長は出しますと、その代わり議員の中だけでとどめておいてくださいという内容でございました。

だから、別に開けるのは議員だけであれば、もう傍聴者全員出てもらったら、今でも開けることは可能ですし、それはいつでもできることなんで。それは皆さんの総意で、もう完全にシャットアウトしてもらって、もう秘密会で開けるんやったら開けるという形はいつでもできると思いますんで、別に今の段階では見る必要は、私はないと思っております。

今後、その更新の話等が出てきたときには必要になるかもわかりませんが、今現時点では、全然見る必要はないと思います。

以上です。

大原委員長 （阪本雅彦副委員長を指名）

阪本副委員長 私も、今の時点では、この前と一緒の考えですね、今の時点では開ける必要はない。また、開けないかんタイミングが、やはり来るんだろうなというのを改めて思いましたが、今はまだその時期ではないというか、後に置いとってでもいいんじゃないかなと思います。

大原委員長 それでは皆さんのご意見では、開示は今はずべきではないと。
 （岡部史夫委員を指名）

岡部委員 あのね、1つことだけ申し上げておきますけど、今、熊代委員が秘密会が開けても差し支えないと言われたんですね。

 だけど、秘密会であろうが、秘密会でなかろうが、仮に秘密会で開けたとしてもですね、それは議論しても、ただ闇の中の議論なんですよ。そこから引っ張り出される、こんなことがありましたね。だからこうですよという、そこに触れることができない。だから秘密会だからいいということではないんです。

 だけど、瀧野委員は言われたように、本質的に、この3月中の理事会というのが、本当に今の町内を今後どうなるんだっていう、森林組合の今後どうなるんだということも、そこに行き着くんですよ。だからそこを見ないと、どうにもならない。

 だからそれを蓋したままで、委員会が結論を迎えることはできない。

しかるべき時期っていうのは、様々な、いわゆる手順を踏みながら、それでも組合さんは条件つきですか、条件付取っ払ったらどうですかということを、私は、できるだけ早い段階でやってあげたほうが、組合さんもいいんじゃないかということを申し上げておるんで、あくまでも意見だけでございます。

大原委員長 現時点では開けるべきではないというご意見が多かったと思います。前回の決定を踏襲したいと思います。

ただ1つちょっと皆さんにお聞きしたいことを、お諮りしたいことがですね、岡部委員、先ほどから言っておられますけど開示できない理由を明確に聞くべきじゃないかと高橋末廣委員もおっしゃいましたけれども、現状、熊代委員と言いましょうか、議長が口頭で聞いたところを報告いただいただけではあります。

岡部委員、高橋末廣委員おっしゃるように、文書で聞いて、やっぱり正確に委員会に文書で提出してもらう、今の理由を。もうそのこともちょっと1つ必要ではないのかなと思うんですけど。

(高橋末廣委員を指名)

高橋末廣委員 だからいつの段階で開示するかというそのタイミングを図るためにも、理由がはっきりしとった方がよろしいんじゃないかなろうかというふうな考えもありまして、その開示できない、今できない理由については、やはりはっきりしといた方がよろしいんじゃないかなあ。

大原委員長 (瀧野志委員を指名)

瀧野委員 開示したらいかんということを言われとるわけ。

岡部委員 いや、違うんですよ。

高橋末廣委員 しないで欲しいと言われとるその理由。

瀧野委員	しないでほしい？
大原委員長	ちょっともう一度議長の方から説明いただきます。今現状どう言われてるか。
熊代議長	森林組合としては、関係機関に問い合わせた結果、理事さんと組合員には開示できますけど、議会に対する開示はしないほうが望ましいという答えがあったんですけど、組合長の一任で出しますということで預かっては帰りました。 ただ、言われたように、このことは外には一切漏らさんとしてくれと、この議会の中だけでおさめといてくれということは、強く念押しをされました。 以上です。
岡部委員	高橋委員が言われるようにね、高橋委員も、いわゆる今は開示すべきではないと決めたんだから、それはそれだろうと。 ただ、今後、しかるべき時期に開示する時期が来るでしょうと。その時のために、やっぱり、口頭ではなくって、文書でこうこうで条件付で、封したままの状態でしたけども、公開してはならない理由について、文書でご回答願いますというのは、今後の手順も含めてやっていく上ではですね、非常に大事な作業の1つです。これを飛ばしては、できないと私は思います。
大原委員長	(熊代祐己委員を指名)
熊代委員	岡部委員、私が述べました通り、森林組合からの回答は望ましくないということで議会に提出することの前で止まっとるわけなんですよ。 で、その内容についての問い合わせをするんだったら、なぜですかというのをもう1回入れるということにはなと思うんですけど、一応、組合長の一任として、議会には提出しますと、ただ外部には漏らさんように、中で、見てくださいというだけの話であって、それを何を開示できない理由を聞くということではよろしいですか。
岡部委員	開示できないというのは、条件・・・。

熊代委員 公表・・・

岡部委員 そうです。そうです。

熊代委員 ただ、その組合の中で決まっていますように、理事会と理事の皆さんと組合の皆さんは行ったら、開示請求すれば見せてもらえるものなんです。だから、瀧野委員も組合員さんなんで見ようと思ったら見れる、僕らは違うけんただ見れないというだけのことで。それを皆さん口外するかしないかは別としても、ただその縛りだけを言われとんで、これを文書で請求しても同じことしか返ってこないような気はしますけど。

大原委員長 (岡部史夫委員を指名)

岡部委員 同じではないんです。

なぜ同じじゃないかっていうと、組合員とか総代さんは見えます。コピーも要請できます。たてり上できます。

だから、ここでは危ないから、いわゆる情報漏えいに繋がってもいかん、公開するないうたのに公開しとろがと言われる可能性があるから、じゃやらないと。だけど、じゃ、私も組合です。組合の方もいらっしゃいます。

組合の方は組合行って、或いは、違う組合の方をお願いしてね、総代さんをお願いしてね、持ってきてコピー取ってきてもらう。ここで、実はという、或いは、そのコピーを手にした方が、議会に対して陳情書、要望書、そういうものを出してきた場合、この資料を使ってくれと。これで、例えば解明してくれとかですね、何か出てきたら、いわゆる陳情要望書で扱う可能性ありますが、それを例えば、委員長宛、議長宛に、それ文書来たときに、それを開けてた。開けて、名前はいえませんが、こんないわゆるその理事会の会議録載ってます、ということを見せても、それは、そのことについては、委員長が取り上げるか取り上げないかを判断すればいいわけで、委員長として、いやいやこれは公式なものじゃないから取り上げませんと言ったらそれまでなんですよね。

だから、私が言いたいのは、議長が口頭で預かって、組合は見せないと言うたわけではないんで、いわゆる公開をしないでくれと。公開しないでくれ、ただ見ただけで、いわゆる今後の中間報告とか報告書にも書かないよと、書けないよという縛りなんですね。

だから、それでは、その一番大事な肝中の肝の案件を、ここでブラックボックスにしたのでは議論ならないから、やっぱり組合に対しても、やはりお願いをしたんだけど、これ条件つきでというご返答を議長からもお聞きしておりますと。この件について、具体的に公式な理由を述べていただきたいという、公文書としての足跡を残すべきということを、私はこういう大事な特別委員会だからこそ、必要なんで、これ議長また言って、ほいで、やってくるというのは、また同じことの繰り返しになるんで。

大原委員長 （瀧野志委員を指名）

瀧野委員 それはね、なぜあの時点で言うたかという特別委員会やけん、止めとったほうがいいんじゃないと言うたんで。

さっき言うた通りなんよ、結論はもうそこんところにあるんよ。今回の問題はな。ほんなら、やっぱりその何にもせん段階でほんなら開けて、どうするんよ。それはね、ある程度の流れがあって、行き着くところきたら、あれはどうしても必要になってくるんよ。

ほやけん、それは、簡単に、この委員会がどれだけの重みがあるんかどうかという意味合いからいうて、あの時点で開ける必要はないと私は言うたつもりなんよ。

それがある程度わかってもらわんと、流れはな。

どうしても開けたらいかんと言やるんじゃないんで。

今は・・する必要がないんじゃないかと。

大原委員長 もう、ちょっとすいません。ここはもうちょっと一旦整理させていただきたいと思います。

岡部委員、高橋末廣委員おっしゃることを重要なことだと思います。口頭で

はなくて、もう委員会にしっかりと文書として出していただく。

ここ私も1つ手順として必要かなと思いますんで、そこはそういう形で、森林組合の方に1回質問という形で投げて回答いただくという形をとりたいと思うんですが、よろしいですか。

今、公開できない、公開というか、議長の方から組合員さんと理事さん、関係者にしか出せないという形を説明を受けましたけど、そのことについてしっかり文書で回答いただくという形になると思うんですが。

瀧野委員 文書じゃなかったんかい。

大原委員長 いや、議長が口頭で聞いた話です。

瀧野委員 そがいなことするけんいかんのじゃが。それは文書で・・・

大原委員長 いやそれは第2回目にも皆さんにお諮りしたんですけど。

瀧野委員 ほうなん。

大原委員長 ですので、早急にそこはですね、文書で出して。ここ申し訳ない、また議長名になると思いますけれども、早急に回答いただきたいと思います。

そして、現在、議事録は決定の通り、今のところ開封はしないということで継続をさせていただきたいと思います。

今の件、この整理でさせていただいてよろしいですか。

(阪本雅彦副委員長を指名)

阪本副委員長 議事録が入ったという封筒は見せてもらったんですが、あの厚さからして、録音の音声データできておるんじゃないかなと思うんです。

大原委員長 いや、わからない。その中身もわかりません。

阪本副委員長 内容が、例えば、会議ごとの議事録の紙に出たものなのか、それとも会議が1時間、3時間かかった、そのCD-Rで来とるのかということによって、開示してや、いざ見るってなっても3時間必要かもわからないのでですね。

ここの内容についても、どういう形で来とるのかというのは、確かめておいた方がいいんじゃないかなと思いますけど。いかがですか

瀧野委員 ・ ・ 15日の理事会で操業を停止するという議事録よな。それと3月17日の工場を閉鎖するという理事会の議決よ。この2つなんやけん、もうわたわたすることもないんで。

それは誰がどうしたんかというのが問題なんで、最終、究極はそこ行くんよ。ほやけ、そこまではっきり言うたら必要にない。

阪本副委員長 それが、元の音声データとして入っとして、ここの議事録も聞いたときに、明瞭でないの、聞き取りづらかった議事録を聞いたことが皆さんあると思うんですが、そういう状態なのか、それとも、それを活字に起こして、何月何日の理事会、参加者何人何時始まって、こういうことがありましたというのが、その時系列でわかる紙で出てくるのか。

(発言するものあり)

阪本副委員長 紙で来とるんでしょうかね。それなら問題ないです。

大原委員長 (岡部史夫委員を指名)

岡部委員 これ、さわらない以上は憶測の域で結構だと思いますし、そして委員長言われた、やっぱりこちらも法的な立場で動いてますから、やはりしっかりと公文書で条件つきにせざるをえない理由を明確にさせていただかなきゃいけない。

だから、この問題は、町民がものすごい関心持ってます、これは。多分、いわゆるこの会議録が公開されてきますから、どんなことになってるんだというような、当然、関心を持たれてますから、なぜ議会として、それはどうなんだ

っていうところも、当然やっぱり備えておかなければいけないと思いますし、そのブラックボックス化することによって、そのうちに、みんなが忘れさることをということになれば、これ大変なことになるんで、そのことも、お含みおきをいただければと思います。

以上です。

大原委員長

この件につきましては以上にさせていただきたいと思います。

議事録の扱いにつきましては、その通りで、皆さんご了解をいただいたらと思います。

それでもう時間が30分しかございません。

どの資料からどう行くかなんですが、財務資料に関しましては、父野川事業、久万広域森林組合からは提出されたこの緑っぽい方のごついファイルの資料1が対象になって参ります。それから当然ながら補助金関係もここには関わってきますので、町から提出された資料の3番ですね、それから3番ですね、が対象になって参ります。

どれからというか、ここですね、会議の進め方の資料を1つ参考にしていただいたらと思うんですけども。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

ここの資料3で、町の提出した資料の中、見てみます。

ここにあるのがですね、ほとんどがですね、見ていただいたらわかりますが、補助金交付要綱3条の規定により、とあるわけです。

ですから、交付規則第6条とかいう規則の關係を書いているのもありますが、交付金、交付金要綱第3条の規定で大体具体的に掲げております。

そこで、公共に資するものということだけでですね、申請書が上がってきて、それから流れて的に見積もりがあって、町長から、いわゆる交付決定ということで、これについてもですね、交付を決定した理由、これがもう全部見てもらったらわかりますが、ないんですよ。これ役場的に考えたら、決裁書に必ずあるはずですよ。決裁書に。じゃなかったら、交付する理由がないのに、いつものことだからやりましょうなんてことはできないんですよ。

だから、その交付要綱とか規則とか、それに基づいてありますけれども、具体的な理由は、修理内容とかそれぐらいで、あと町の方も交付決定した理由というものが、今回のこの資料の中には入っておりません。多分、それまで出せと言われてないから出さないんだろうと思います。ここは追加資料で出して欲しい、いう部分かなと私は思います。

以上です。

大原委員長 岡部委員からこのような意見がございました。出てきている資料、例えば、資料2の中であれば補助金決定通知書という形で町の文書ついてますが、ここは申し訳ない、行政経験者ばかりではございませんので、この理由が書いた文書というのがあるかどうかというのは、これ行政の経験がないと、ちょっとわからないんですが、あるんですよね。

これ、補助金の申請書と決定通知書が出てるんですが、この他にもまた文書があるということですか。これは我々行政の経験がないんで。役場の勤務の経験がないのでわからないんですが。

(高橋誠委員を指名)

高橋誠委員 大体補助金の交付申請書の、資料3の1ページでいきますと、ここで事業目的っていうのを、森林組合の書いてますけども、この理由によって補助するという判断を町はしてると思います。

(発言するものあり)

高橋誠委員 この理由です。森林組合からの、もう書類上は、もうこの、これが町が認めた理由になると思います。私は。

大原委員長 (瀧野志委員を指名)

瀧野委員 条例か、なんかでその決まっとることについては、こうこうこうで決まっております。こういうことで出してもらって、こういう資料が出てきて、決定を

しておりますというものがわかったらええんよな。

それと、この財務資料よ、これ、これほど全部やりよったら、かれこれ掛かるが、もう後の方でええんじゃないん。

これ、後の方でも本格的に分析しよう思たら、それなりに時間掛かるよ。

これ、昔からの分、これ全部、意見全部みんな言ったら大変なことになると思うがどうや。

令和4年か5年か。

大原委員長 （岡部史夫委員を指名）

岡部委員 どっちからやるんですか。

大原委員長 どっちから？。

岡部委員 町の資料から行くんですか。

それとも、森林組合の資料から行くんですか。

大原委員長 そこはですね、関連をしておりますので。それを今、お諮りしてたんです。どうでしょうかと。

瀧野委員 これからやり方よな。

大原委員長 （岡部史夫委員を指名）

岡部委員 私が申し上げてることは、なぜですかと、いわゆる交付決定理由、雛形的に事業の目的っていうのは、言うたら似たような形で書いてくるわけですよ。だけど、それには、実際の裏があるわけですよ。だから、その裏は別にしても、交付決定をするためにはですね、内部としては、それなりのデータ化したものも含めながら、交付決定の理由があるはずなんです。

だから、なんて言うんですかね、しんどいよというのが、これで申請してみ

てくださいやと、ほんで当然、内部で検討しますということなんですけどもね。

だから、検討する以上はやっぱり検討する、やっぱりこう資料というものが、やっぱりこう文面がどうあれですね、あるはずなんで、やっぱりそれは当然決算を使った項目にしる表現にしるですね、それはあるはずなんで、やっぱりそういうものが1つ1つの申請に対して、それが付けるべきということになる。

これ、見よってください、この関係での案件が相当ありますよ。

だから、この交付金第3条によってという、もう言ったら、目的いうのは、もうばらばらと書いただけで、しんどいんじゃないっていうんで、町も理由も添付書がないからわかりませんけども、言うたら、もうすぐ＝交付決定してますから、やっぱりそれはどういう経緯でこうなったのかわかるものを出してくださいということと、この関連する森林組合に関連するこの交付要綱3条関係等々での出してるその補助金が、時系列にどのぐらいありますかっていうそういう、やっぱり一覧表みたいなものも欲しいですね、これは。余りにも、簡単に、写真はついてますよ、これ。工事名、完成検査、完成検査の写真納めただけで、後の事業効果なんかも全くない。事業効果を出しなさいということも、全くこれからは伺えない。検証ができてない。工事検査だけしただけで、あとは、どういう効果が出てますかという検証ができてない。これは資料は出させて欲しいと思いますよ。ないかどうか知らんけど。

大原委員長 (瀧野志委員を指名)

瀧野委員 建築基準法が変わって含水率、材の含水率の問題があって、乾燥せないかんようになったわいな、あのときも大きな補助金が入ったんよ、乾燥機を。それでいろんなことがあると思うんじゃないけど、今、岡部委員が言ったように、申請して決定して、その辺の理由もあるやろうし、最終的にはやった事業がどういう効果があったんか、議会としたらそういうふうなことも必要かもわからんけど、そこまで。それと、あといろいろ出てくるけど、どんだけの原木を引いて、どんだけの製品ができたんやと、歩留まりがどうやとかな、我々としたらその辺あたりが知りたい。

実際に金儲けができてないのは、どこにあるんや。製品は出来たけど、単価

が5万円、7万円売りたいのに5万円しか売れなんだ。経営の中身がわかるような、これ親切な資料がない、いろんな面で。ほやけん、素人でもわかるような経営がわかるような、そういう原木シミュレーター、原木安いから、製品もこれぐらいに売れるとかな。その辺の事業の内容がわかるような資料の出し方してもらったら、一番ええんよな。案外端折って端折って出そうとするけん。

岡部委員 どっちも言っていていいですか。

大原委員長 いや、ちょっと待ってください。

岡部委員の先ほどの話、そこまで全部出させるかどうか、私委員長としては、高橋誠委員の説明で、ある程度理解できたところではあるんですが。

岡部委員 どんなふうに理解したん。

大原委員長 しかし、事業の目的に沿って出してますよと。我々、行政の人間じゃないんでここにさらに理由を書いたものがあるかどうかそんな書類すら知らないんですけど。皆さん、それ全部いるかどうか。

岡部委員 私が言いたいのはね、それぞれの理由が専門的な理由があるんですよ。

だけど、それは、それにしても、それなりの理由で行政が決めた、交付決定を決めたということは、理由がないと交付決定にならないんですよ、正直言って。だから、高橋委員が今言われたか、ここに事業目的の理由書いてから、それで十分ですよというのが、行政は、それは何をもって交付決定をしたかという、申請者の文章だけを見て、交付決定をしたというのは、それは違う。だから、高橋委員の意見で・・・

大原委員長 いや、ちょっとそういう文書があるんですか、我々は行政経験がないんでわからないんです。あるかないかを聞きなさいということですか。

岡部委員 いやいやいえ、そのあるはずだから、いわゆるその簡単にね、いわゆる一覧

表でもええから、細かく掘り下げても難しいですよ、一覧表でいいから出したらどうですかっていうことですよ。

出せないって言ったら、出せないんですよ、これは。あ、出せないんですね、ということですよ。

大原委員長 わかりました。聞いてみます。

岡部委員 聞いたらええんよ。出さないんだったら、出さない。

瀧野委員 要求しても、出せなんじゃったら、出せないという結論をちゃんとするのが、委員会なんよ。

岡部委員 そうです。

大原委員長 いや、私なぜそれを言ったかというとですね、ちょっとすごく気になることがあって、この資料3の補助金は、父野川事業所創業時からという形になったんですけど、現在出とんが令和2年と6年度しかないんで、これはちょっと意味もわからんし、

(発言するものあり)

大原委員長 出さんといかんと思うんですけど、令和2年と6年の補助事業しかないんで、今、岡部委員が言われたやつだったら、また膨大な資料になりそうな気もするんですが。

これまずちょっと令和2年、6年しかないのがちょっとどうかなと。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員 それは創業時からという文脈が入ってるのであればね、これ創業時については、こうこう何があって、何々と一緒に明記されてるから、別途書類で、ここではもう記載はできないとかね。例えば事業に絡んでると思うんですよ、最初

の方はまだ積み残しの事業があつてね。

いわゆる側面が崩れたとかですね、奥が崩れたとか、水路がどうのとか、いろんながまだ、創業開始したのちもですね、この構造改善事業か何かわかりませんが、いわゆる行政が、その敷地造成の周辺部の補修、それをやっていた経緯がある。だから、言うたら結構創業開始しても、まだ町が造成事業の延長をやってるんですよ、この時期は。だから今の創業時期からも明示できない理由はなぜかと。書類が提出できない理由はなぜかと聞けば、それは出ますよ。それは。

大原委員長 そこはちょっと求めていかんといかんかなと思います。これが先ほど瀧野委員がお話されてた経営補助金の関係にも絡んでくるんかなと私は思うんで。

この令和２年より以前というのは求める必要があるかなと思いますし、岡部委員の、さらによくわかる理由がわかる書類というものが存在するんであれば、それを出してくださいというふうに要求はしたいと思います。

（岡部史夫委員を指名）

岡部委員 あっちこっちになりますが、組合の財務資料で、損益計算書というのがですね、何ページかな。父野川で。後ろの方に、父野川というんで、事業所の１１年度からずっと現在まで損益の関係がありまして、そのほとんどにですね、期首の加工品棚卸高があります。当然、期末の加工品の棚卸高があります。ですから、この場合、期首は前期までのいわゆる繰り越した分ですね。いわゆる棚卸の在庫分です。

だから、期首の在庫と期末の在庫で計算したときに、例えば、期首の２０ページ見てもらったらわかるんですが、２０ページの資料のですね。平成３０年、平成３１年、令和２年とあります。これだけちょっと見てください。そうすると、３０年では、期首が１１億７９００万で、棚卸が１億９３００万で、３１年が期首が１億９３００万、棚卸が２億１１００万。

令和２年が期首が２億１１００万、棚卸が２億３５００万というふうに、期末の在庫が増えているんです。期末の在庫が増えてるっていうのは、結局作ったけど売れないよと。いわゆる、逆転で期首よりも、期末が下がった場合は、

いわゆる売れてるんです。期首の部分も含めて、当期に作った製品も含めて売れてるんです。だから、このずーっと見よったら、期首の在庫に対しての期末が増えてるケースが非常に多いんです。

これは原材料のいわゆるその購入状況であつたりとか、機械の故障であつたりとか、或いは、営業の関係でなかなか売れないとか、或いは、不良品が出たとか、或いは、卸売先から返戻されたとか、いろんな要因があろうと思うんですが、この具体的に決め付けはできないんですが、この構成というのは、非常に父野川事業所の財政上は圧迫しとる 1 つの要因になるかもしれません。

これ、やっぱりここも期首と期末の在庫の差で、期首よりも期末の在庫が増えてるケースが多いんですが、この理由はどういう理由でしょうかと、主だった理由を聞きたいというのは、ちょっと追加でお聞きをしていただきたいなと思っております。

一番難しいのはですね、この期首よりも期末の方が多かった場合、計算上は、いわゆる原価から引かれてしまうんです。それと、当年度において、例えば営業利益のところがですね、700万とか300万とか残るんですよ。

ところが、これは、キャッシュじゃないんで、いわゆる売れない、売れてない、現金化されてない部分で残ってますから、見かけ上は利益になるけれども、いわゆるキャッシュがないという状況になる可能性だって高いんですね。

だからその辺をちょっと説明ができる資料を出して欲しい。

どういう資料が出てくるかわかりません。

大原委員長 中のことに関しては、また、森林組合の財務関係の方に説明をいただきたいと思いますが、在庫が増えている理由という形で単純に聞かせていただきたいと思います。

岡部委員 1 つですね。

損益なんかにも絡んでくるんですが、計算表考え方だけ載せてるんですけども、いわゆる年次的に、この今の損益計算なんかでもですね、年次的に、原木量を、原木をどのぐらい購入しましたか。これどういう平均単価で購入しましたか。そこから製品が何立法できてますかっていう、その数値も出していた

	できればありがたいなと思います。 原木と単価と製品・・・
大原委員長	資料２の話ですか。
岡部委員	資料２にも絡みます。 ここの損益のところに出てくれば一番ようわかるんですよ。 原木をどのぐらい買ったかという単価で買ったか。
大原委員長	それは何年から何年までにしましょうか。
岡部委員	これに書いてますから、最初の方は
大原委員長	(岡部史夫委員を指名)
岡部委員	最初の方はわからないんですけども、やっぱりかなり、平成１８年ぐらいからですね、令和８年３月ぐらいまでは、これ多分、この同一仕様の形態で出てくるはずなんですよ。だから、そこに差し込むなり伝票で見していただくと比較ができるかと思います。
大原委員長	平成１８年から令和８年度までの原木購入量という形でよろしいですか。
岡部委員	数量と平均購入単価と、それから、そこからできた製品の、製品がどのぐらいできたか。
大原委員長	原木購入料、購入単価、製品の出来高。はい、わかりました。 これは質問書という形で出していきたいと思います。 (光田優委員を指名)。
光田委員	２２ページに製造原価報告書というのがありますが、その中に、

大原委員長	すいません。資料何の 2 2 ページか。
光田委員	今の、損益計算書があります、先ほどから説明のあった平成 2 5 年から令和 8 年の父野川の、 (発言するものあり)
光田委員	2 2 の部分で、原価の報告等々があるんで
大原委員長	ちょっと申し訳ない、どの資料かちょっと言っていただければ。皆さんが迷いますんで。 町からの資料か、まずは父野川の資料かで、どちらかの資料 1 ・ 2 ・ 3 の何ページの形でいってもらったら。
光田委員	父野川の資料。今までそうじゃなかったん。
大原委員長	父野川の資料の 1 ・ 2 ・ 3 と符号の赤マーカーで打ってるとしています。 その何ページか言っていただいたら、皆さんに共有ができます。
光田委員	資料 2 いっちょ手前です。
大原委員長	資料 1 の 2 2 ページ
光田委員	その辺に、今、岡部委員の質問の原材料、仕入等々はでとる。
大原委員長	(岡部史夫委員を指名)
岡部委員	あのねえ、これは金額の話なんで、私が聞いているのは、立方の話なんです。 材積。 5 万立方を買ってますか、或いは、 1 万 5 5 0 0 円で買ってますか、或

いは、４万立方で、出来高が１３００立方ですか。その流れを確認したい。
これは金額の話。私は量です。

大原委員長 材積ですね。岡部委員が言った原木購入量は材積の話なんで。
その他ございませんか。
ちょっと時間が、本日予定した時間が参ります。
まだ財務関係の資料の分析に関しましては、また来週継続でさせていただき
たいと思います。
本日、今のところ、ご意見ないようでしたら、本日はここで会議を閉じたい
と思うんですけれども、特別何か皆さんご意見ございませんでしょうか。

(なしの声)

大原委員長 非常に専門的な資料になりますので、ぜひしっかりと目を通しておいて、ま
た来週臨んでいただいたらと思います。
本日のところ、以上で会議を閉じたいと思います。

阪本副委員長 皆さん、慎重なご審議ありがとうございました。
以上で、第３回父野川事業所設備更新等に関する特別委員会を閉会いたしま
す。
お疲れ様でした。 (午前１１時５３分)

(閉 会)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

委 員 長

署名委員

署名委員